

環境整備は市の責任であり合併時の約束である。CATVの普及は合併時の協議により民営を中心に進める方法としたが、合併から8年経っても難しい状況である。地域審議会連絡協議会からCATV普及の積極的な推進について要望も出されておられ、これらの現状を踏まえ公的資金導入について今後相談しながら進める考えである。

◆職員の出張派遣

職員の海外派遣は、平成23年度から行政組織の中に海外戦略室が設置され現在に至っている。平成22年度の派遣者は、当初研修ということで旅費について403万円が差額清算戻り入れされていた。しかし、平成23年度は旅費の清算がなされていないため、職員の海外派遣旅費について明確な支給基準を検討されたい。

Ⅱ市の考え方Ⅱ

職員出張は条例により交通費を実費、宿泊費を定額として支給しているが、海外派遣は家賃分を宿泊で支払うため旅費条例39条の「実情に応じて減額することが出来る」との条項を適用し、宿泊費支給総額と家賃借り上げ料総額との差額を返還させたものである。平成23年度はパリや香港などへ職員を派遣している他の自治体の状況を調査した結果、長期出張と位置付けているが宿泊費は定額支給であることから宿泊費の減額は行われておらず、海外の事務所へ派遣されている職員に考慮し返還を行わなかったものである。しかし、海外出張を海外赴任と位置付けている自治体もあり、他市の事例を研究し明確な支給基準を検討していききたい。

◆福祉金庫基金の運用

福祉金庫基金の当年度末現在高は2850万円、その内訳は債券2395万円、現金455万円である。年度末における債権（貸付金）の管理状況をみると回収されていない貸付金は、1704万円（貸付額の71%）であり、基金の運用ができていない状況にある。未納者の334人の中には、昭和53年度貸付からの者もあり、対象者94人中、死亡者46人、転出者43人、その他5人という状況である。

Ⅱ市の考え方Ⅱ

平成23年度貸付件数169件のうち、3万円まで保証人不要のものが109件で326

万円の貸付額となった。また、3万円を超える保証人が必要なものが60件で607万円の貸付額となっている。借受人に対しては毎年、返還依頼の通知文書を提出し対応している。

◆生活環境保全林の借地料

生活環境保全林は、高山市生活環境保全林の設置及び管理に関する条例により、治山事業の一環として森林改良や歩道施設など整備を実施し、保健休養や自然観察の場として利用されている。市内には、清見地区、荘川地区、朝日地区、高根地区及び国府地区があり、面積は877.8haである。所有者別面積は、私有地202.8ha、私有地267haである。私有地の中で、清見地区の大倉地区と大原地区での借地215haは、地主との賃貸借契約に

より借地料350万円が支払われている。私有地で無料の他地区との整合や指定区域面積の必要性など検討されたい。

Ⅱ市の考え方Ⅱ

生活環境保全林は、市民に親しんでいただき自然環境教育を行うなど、憩いの場として活用するなどの目的で県が整備したものである。現在、高山市では8ヶ所の生活環境保全林があり、その土地の所有は私有地、私有地、県有地がある。

同様に保安林に指定され利用を制限されることは同じであるが、生活環境保全林として整備・管理されることで適正に森林が整備され、安全で自由に散策ができる道が整備される。また、地域振興にも繋がるなどの理由で、所有者の理解が得られ無償での使用が可能となっている。生活環境保全林の整備は、これまでの経緯や地域事情が異なるため、すべての整合をとることは困難である。

指定区域の必要性は、生活環境保全林として市民等が自然に親しんでいた場として整備されている目的から森林の一定の広がりが必要で、区域が指定され整備がされて保安林として指定されているため、特段の状況の変化がない限り区域の見直しや縮小は困難と考えている。